



# 長崎県公報

## 目 次

- 規 則 所管課(室)名  
新行政推進室
  - 振興局長委任規則の一部を改正する規則
- 訓 令 総 務 文 書 課
  - 長崎県文書取扱規程の一部改正

## 規 則

振興局長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年3月31日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第49号

振興局長委任規則の一部を改正する規則

振興局長委任規則（昭和42年長崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(所管区域における委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあっては、環境関係事項及び水産関係事項中第1号及び第2号を、県央振興局長にあっては、環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、<u>第180号から第184号まで及び第206号</u>を、島原振興局長にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、<u>第180号から第184号まで及び第206号</u>を、県北振興局長にあっては、水産関係事項（西海市に係る事項及び第3号に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで、<u>第174号から第177号まで及び第206号</u>を、五島振興局長にあっては、<u>水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）、第180号から第184号まで及び第206号</u>を、壱岐振興局長にあっては、<u>水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第185号まで及び第206号</u>を、対馬振興局長にあっては、<u>水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第184号まで及び第206号</u>を除く。</p>	<p>(所管区域における委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあっては、環境関係事項及び水産関係事項を、県央振興局長にあっては、環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで<u>及び第180号から第184号まで</u>を、島原振興局長にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで<u>及び第180号から第184号まで</u>を、県北振興局長にあっては、水産関係事項（西海市に係る事項に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで<u>及び第174号から第177号まで</u>を、五島振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）<u>及び第180号から第184号まで</u>を、壱岐振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号<u>及び第180号から第185号まで</u>を、対馬振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号<u>及び第180号から第184号まで</u>を除く。</p>

<p>略 水産関係事項 (1)及び(2) 略 (3) <u>長崎県港湾整備事業財産管理基金条例（令和3年長崎県条例第22号）による財産の処分及び維持管理に関すること。</u> 農林関係事項 (1)～(24) 略 (25) <u>ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業の指導監督及び検査（事業費2,000万円未満のもの検査に限る。）に関すること。</u> (26)～(46) 略 土木関係事項 (1)～(193) 略 (194) <u>法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関すること。</u> (195) <u>法第35条第3項の規定による建築主事への通知に関すること。</u> (196) <u>法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に関すること。</u> (197) <u>法第37条の規定による認定建築主に対する報告の徴収に関すること。</u> (198) <u>法第41条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関すること。</u> (199) <u>法第42条の規定による基準適合認定建築物に係る認定の取消しに関すること。</u> (200) <u>法第43条第1項の規定による基準適合認定建築物に係る報告、検査等に関すること。</u> (201) <u>浄化槽法（昭和58年法律第43号。次号から第203号までにおいて「法」という。）第5条第1項の規定による浄化槽設置等の届出の受理に関すること。</u> (202) <u>法第5条第4項の規定による通知に関すること。</u> (203) <u>法第12条の5第4項の規定による公共浄化槽の設置に関する協議に関すること。</u> (204)及び(205) 略 (206) <u>長崎県港湾整備事業財産管理基金条例（令和3年長崎県条例第22号）による財産の処分及び維持管理に関すること。</u></p>	<p>略 水産関係事項 (1)及び(2) 略  農林関係事項 (1)～(24) 略 (25) <u>新構造改善加速化支援事業の指導監督及び検査（事業費2,000万円未満のもの検査に限る。）に関すること。</u> (26)～(46) 略 土木関係事項 (1)～(193) 略 (194) <u>法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関すること。</u> (195) <u>法第30条第3項の規定による建築主事への通知に関すること。</u> (196) <u>法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に関すること。</u> (197) <u>法第32条の規定による認定建築主に対する報告の徴収に関すること。</u> (198) <u>法第36条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関すること。</u> (199) <u>法第37条の規定による基準適合認定建築物に係る認定の取消しに関すること。</u> (200) <u>法第38条第1項の規定による基準適合認定建築物に係る報告、検査等に関すること。</u>  (201)及び(202) 略</p>
--	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

長崎県訓令第1号

本 庁  
地方機関

長崎県文書取扱規程（昭和38年長崎県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 地方機関における文書の取扱い（<u>第85条—第87条</u>） 第6章 補則（<u>第88条</u>）</p>	<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 地方機関における文書の取扱い（<u>第85条・第86条</u>） 第6章 補則（<u>第87条</u>）</p>

附則

(文書の起案の方法)

第23条 文書の起案は、文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、電子決裁になじまず、やむを得ず紙文書で決裁を受ける場合には、文書管理システムで出力する起案用紙(様式第9号)を用いて行い、これに何文及び処理案を記載し、かつ、関係文書を添付するものとする。ただし、次の各号に掲げるところにより処理する場合においては、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 略

(文書の廃棄)

第60条 各所属は、保管文書についてその保存期間が満了したときは、所属長の決裁を得た上で廃棄の決定を行わなければならない。

2～4 略

5 第1項、第2項又は第3項の規定により廃棄の決定を行った文書は、その都度、各所属において、廃棄文書台帳(様式第16号の4)に廃棄の年月日を記入し、整理しておかなければならない。

(歴史的文書等)

第61条 前条第2項又は第3項の規定により廃棄が決定した文書のうち歴史的価値又は文化的価値を有すると認められるもの(以下「歴史的文書等」という。)については、主務課長はこれを収集し、総務文書課長に引き継がなければならない。なお、歴史的文書等の収集及び保存に関する要領については、別に定める。

(歴史的文書等選別に係る意見聴取)

第61条の2 総務文書課長は、第60条第2項又は第3項の規定による文書の廃棄に当たっては、廃棄を予定している簿冊の名称、保存期間、完結年度その他の事項を1月以上公示し、歴史的文書等の選別のために一般の意見を聴くものとする。

別表第1(第9条関係)

指令及び一般文書の記号

ア 本庁の課(室)の記号

課名	記号	課名	記号	課名	記号
危機管理課	危管	スポーツ振興課	スポ振	水産経営課	水経
消防保安室	消保	県民生活環境課	県環	水産加工流通課	水流
政策調整課	政調	男女参画・女性活躍推進室	男女	漁港漁場課	漁港
政策企画課	政企	人権・同和対策課	人同対	農政課	農政
I R推進課	I R	交通・地域安全課	交地	団体検査指導室	団検指
次世代情報化推進室	次情	統計課	統	農山村振興課	農山村
総務文書課	総文	生活衛生課	生衛	農業経営課	農営
県民センター	県民	食品安全・消費生活課	食生	農産園芸課	農園
学事振興課	学振	地域環境課	地環	農産加工流通課	農流
秘書課	秘	水環境対策課	水対	畜産課	畜
広報課	広	資源循環推進課	資循	農村整備課	農整
人事課	人	自然環境課	自環	諫早湾干拓課	諫干
新行政推進室	新行政	福祉保健課	福保	林政課	林
職員厚生課	職厚	監査指導課	監指	森林整備室	森整

附則

(文書の起案の方法)

第23条 文書の起案は、文書管理システムで行うことを原則とする。電子決裁になじまず、やむを得ず紙文書で決裁を受ける場合には、文書管理システムで出力する起案用紙(様式第9号)を用いて行い、これに何文及び処理案を記載し、かつ、関係文書を添付するものとする。ただし、次の各号に掲げるところにより処理する場合においては、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 略

(文書の廃棄)

第60条 保管文書についてその保存期間が満了したときは、各所属長の決裁を得た上で廃棄の決定を行わなければならない。

2～4 略

5 第1項の規定により廃棄の決定を行った文書は、そのつど、各所属において、廃棄文書台帳(様式第16号の4)に廃棄の年月日を記入し、整理しておかなければならない。

6 第2項又は第3項の規定により廃棄の決定を行った文書は、そのつど、総務文書課において、廃棄文書台帳(様式第16号の4)に廃棄の年月日を記入し、整理しておかなければならない。

第61条 前条第1項の規定により廃棄が決定した文書のうち歴史的価値又は文化的価値を有すると認められるもの(以下「歴史的文書等」という。)については、主務課長はこれを収集し、総務文書課長に引き継がなければならない。なお、歴史的文書等の収集及び保存に関する要領については、別に定める。

別表第1(第9条関係)

指令及び一般文書の記号

ア 本庁の課(室)の記号

課名	記号	課名	記号	課名	記号
危機管理課	危管	スポーツ振興課	スポ振	水産経営課	水経
消防保安室	消保	県民生活環境課	県環	水産加工流通課	水流
政策調整課	政調	男女参画・女性活躍推進室	男女	漁港漁場課	漁港
政策企画課	政企	人権・同和対策課	人同対	農政課	農政
I R推進課	I R	交通・地域安全課	交地	農山村対策室	農山村
次世代情報化推進室	次情	統計課	統	団体検査指導室	団検指
総務文書課	総文	生活衛生課	生衛	農業経営課	農営
県民センター	県民	食品安全・消費生活課	食生	農地利活用推進室	農地活
学事振興課	学振	地域環境課	地環	農産園芸課	農園
秘書課	秘	水環境対策課	水対	農産加工流通課	農流
広報課	広	資源循環推進課	資循	畜産課	畜
人事課	人	自然環境課	自環	農村整備課	農整
新行政推進室	新行政	福祉保健課	福保	諫早湾干拓課	諫干
職員厚生課	職厚	監査指導課	監指	林政課	林

財政課	財	医療政策課	医政	監理課	監
管財課	管	医療人材対策室	医人	建設企画課	建企
税務課	税	業務行政室	薬	新幹線事業対策室	新幹
債権管理室	債管	国保・健康増進課	国健	都市政策課	都
情報システム課	情シス	長寿社会課	長社	道路建設課	道建
総務事務センター	総事	障害福祉課	障福	道路維持課	道維
地域づくり推進課	地づ	原爆被爆者援護課	原	港湾課	港
市町村課	市町村	子ども未来課	こ未	河川課	河
土地対策室	土対	子ども家庭課	こ家	砂防課	砂
交通政策課	交政	産業政策課	産政	建築課	建
新幹線対策課	新対	企業振興課	企振	営繕課	営
県庁舎跡地活用室	県跡活	新産業創造課	新産	住宅課	住
文化振興課	文振	経営支援課	経支	用地課	用
世界遺産課	世遺	若者定着課	若者	会計課	会
観光振興課	観振	雇用労働政策課	雇労	物品管理室	物管
国際観光振興室	国観	漁政課	漁		
物産ブランド推進課	物産	漁業振興課	漁振		
国際課	国	漁業取締室	漁取		

財政課	財	医療政策課	医政	森林整備室	森整
管財課	管	医療人材対策室	医人	監理課	監
税務課	税	業務行政室	薬	建設企画課	建企
債権管理室	債管	国保・健康増進課	国健	新幹線事業対策室	新幹
情報システム課	情シス	長寿社会課	長社	都市計画課	都
総務事務センター	総事	障害福祉課	障福	道路建設課	道建
地域づくり推進課	地づ	原爆被爆者援護課	原	道路維持課	道維
市町村課	市町村	子ども未来課	こ未	港湾課	港
土地対策室	土対	子ども家庭課	こ家	河川課	河
交通政策課	交政	産業政策課	産政	砂防課	砂
新幹線対策課	新対	企業振興課	企振	建築課	建
県庁舎跡地活用室	県跡活	新産業創造課	新産	営繕課	営
文化振興課	文振	経営支援課	経支	住宅課	住
世界遺産課	世遺	若者定着課	若者	用地課	用
観光振興課	観振	雇用労働政策課	雇労	会計課	会
国際観光振興室	国観	漁政課	漁	物品管理室	物管
物産ブランド推進課	物産	漁業振興課	漁振		
国際課	国	漁業取締室	漁取		

イ 地方機関の記号

地方機関名	記号	地方機関名	記号
長崎振興局	長振	西彼福祉事務所	西福
消防学校	消学	東彼・北松福祉事務所	東彼北松
開成学園	開学	長崎子ども・女性・障害者支援センター	長支セ
環境保健研究センター	環保	子ども医療福祉センター	子ども
工業技術センター	工技	清和寮	清
窯業技術センター	窯技	長崎労働相談情報センター	長労情
総合水産試験場	総水	長崎高等技術専門学校	長技専
農林技術開発センター	農技	肉用牛改良センター	肉改
東京事務所	東		
計量検定所	計検		

略

イ 地方機関の記号

地方機関名	記号	地方機関名	記号
長崎振興局	長振	西彼福祉事務所	西福
消防学校	消学	東彼・北松福祉事務所	東彼北松
開成学園	開学	長崎子ども・女性・障害者支援センター	長支セ
環境保健研究センター	環保	子ども医療福祉センター	子ども
工業技術センター	工技	清和寮	清
窯業技術センター	窯技	長崎労働相談情報センター	長労情
総合水産試験場	総水	長崎高等技術専門学校	長技専
農林技術開発センター	農技	病害虫防除所	病虫
東京事務所	東	肉用牛改良センター	肉改
計量検定所	計検		

略

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二一一  
四

印刷所

長崎県弥生町八番三十号

株式会社  
永 岩永印刷所  
泰 岩永印刷所  
明 岩永印刷所